

男女共同参画に関する苦情・提案

市が実施する次の施策について、苦情・提案を申し出ることができます。（条例第16条）

- 男女共同参画推進施策
- 男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策

市民等 苦情・提案がある
(申出人)

別添, 申出書を提出 (人権・男女共生課あて) (要綱第2条)

市長 調査等を行わない苦情・提案 (要綱第3条)
調査等を行わない旨とその理由 → 申出人に通知 → 終了

上記を除き申出を受け付けた時 (要綱第4条)
* 調査等を開始する旨 → 申出人に通知
* 次の対応を行う
・ 申出人への聴取
・ 当該苦情等に係る事実関係の調査及び確認
・ (必要により) 芦屋市男女共同参画推進審議会への意見聴取

調査等の結果をふまえて (要綱第5条)
* 対応方針の決定 → 申出人に通知
* 対応方針に即した是正の指示等の適切な措置を講ずる

◆制度を利用できる「市民等」 (条例第2条, 第4条)

次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・ 市内に在住, 在勤又は在学する個人
- ・ 市内において営利, 非営利を問わず, 事業又は活動を行う個人, 法人その他団体

◆調査の対象としない苦情等 (要綱第3条第1項)

次のいずれかに該当する場合, 調査等はいりません。

- ・ 裁判所において係争中の事案又は裁判所の確定した判決若しくは決定に係る事案
- ・ 行政不服審査法に規定する審査請求の審理中の事案又は裁決若しくは決定に係る事案
- ・ 監査委員に住民監査請求を行っている又は行った事案
- ・ 議会に請願又は陳情を行っている又は行った事案
- ・ 専ら私人間の紛争に係る事案
- ・ この要綱の規定に基づき既に処理した事案
- ・ 上記に掲げるもののほか, 法令等に基づき処理すべきものその他市長が苦情等の処理を行うことが適切でないとする事案